

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	組合の解散認可(事業の完成による)
概要	市街地再開発組合は、事業の完成により解散しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第45条第4項
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。 ・ 申請書に次に掲げる書類が添付されていること。(都市再開発法施行規則第3条第5項) (1) 事業の完成を明らかにする書類 (2) 認可を申請しようとする組合が法第45条第3項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	